

令和6年度「39（サンキュー）矢野基金」

筋ジストロフィー患者のための
「車いす」「意思伝達装置」購入費助成事業
募集要項

《実施主体》 特定非営利活動法人 THANKYOU FUND
《協力》 一般社団法人日本筋ジストロフィー協会、国立病院機構大阪刀根山医療センター

「39（サンキュー）矢野基金」は、「筋ジストロフィー」患者の方の
“生活の質（Quality of Life）”向上のための基金です

「39矢野基金」は、阪神タイガース元監督・矢野輝弘（登録名：耀大）さんをオーナーとする「社会貢献基金」です。

基金設立のきっかけとなったのは、あるファンの方との出会いでした。その方は「筋ジストロフィー」を患っていらっしゃいました。

矢野さんがその方のお見舞いに行ったとき、生活に必要不可欠な車いすが高額であるため、運動機能が少しずつ失われていく病気であるにもかかわらず、症状に合わせた車いすを持ってない患者さんが多いという現実を知りました。

「応援してもらえばかりだった自分も恩返しをしたい——」

矢野さんの感謝の思いをカタチにしたのが「39矢野基金」であり、筋ジストロフィーの患者さんが必要な車いすの購入費用を助成する事業を始めました。さらに、**今年度から車いすだけでなく「重度障害者用意思伝達装置」にも助成対象を拡大しました。**

矢野さんだけでなく、この事業に賛同し、支援していただいているたくさんの方々からご寄付をいただき、助成をしています。

【プロジェクト・オーナー】

矢野 輝弘（やの・あきひろ）

- 1968年12月6日、大阪市平野区生まれ。O型。桜宮高校、東北福祉大学出身の元プロ野球選手。主なポジションは捕手。
- 1991年、中日ドラゴンズにドラフト2位で入団。1997年、阪神タイガースにトレード移籍。
- 2003年、18年ぶり8度目のリーグ優勝。ベストナイン、ゴールデングラブ賞を獲得。
- 2005年、2年ぶり9度目のリーグ優勝。ベストナイン、ゴールデングラブ賞、日本シリーズ敢闘賞を獲得。
- 2007年、北京五輪日本代表に招集。翌年、北京五輪出場。
- 2010年7月、大阪府社会福祉協議会に「39（サンキュー）矢野基金」設立。同年9月、現役引退。
- 2013～2015年、侍ジャパンバッテリーコーチ就任。
- 2016年より阪神タイガース作戦兼バッテリーコーチ、2018年より同球団二軍監督、翌2019年より同球団一軍監督。
- 2022年1月、「39矢野基金」で第22回ゴールデンスピリット賞受賞。
- 2022年4月、「特定非営利活動法人 THANKYOU FUND」設立、代表理事就任。
- オールスターゲーム出場7回（1999年、2002年～2006年、2008年）、通算サヨナラ安打10本（阪神タイガース球団記録）
- 生涯成績 1,669試合出場／4921打数／1347安打／112本塁打／打点570／打率.274



公募概要

1. 助成の対象

筋ジストロフィー患者の方の活動の幅を広げ、社会参画を促し、生活の質（QOL）を向上するために、車いす購入費用を助成します。車いす購入にあたっては公費助成（障害者総合支援法に基づく「補装具費支給」）を前提とし、QOL 向上のために必要な機能の追加（オーダーメイド部分）について、当基金より助成いたします。
2. 公募期間

令和6年10月7日（月）～10月25日（金）必着
3. 助成対象者

次の(1)(2)いずれにも該当する方が対象です。
 (1)現在、筋ジストロフィーの診断を受けられている方
 (2)「車いす（種類は問わない）」または「重度障害者用意思伝達装置」の購入を必要とされている方で、公費助成（障害者総合支援法に基づく「補装具費の支給」）を受けられる方
 ※これまでに「39矢野基金」から助成を受けていない方を優先します。
4. 助成金額

「車いす」または「重度障害者用意思伝達装置」購入費のうち、公費助成を除く自己負担額を助成します。
 （助成額が必要以上に高額となる場合は、患者様にご負担をお願いする場合がございます。）
5. 助成者数

若干名（予算の範囲内で決定いたします）
6. 応募方法

次の書類を「39矢野基金事務局」まで「簡易書留郵便」にて送付してください。代理の方によるご応募も可能です。
 ※電話・FAX・電子メールによる応募は受付できません。

- ①助成申込書（指定様式）
 - ②身体障害者手帳の写し（氏名、住所、障害等級等記載箇所のみ）
 - ③医師診断書（筋ジストロフィーであることを証するもの）

※「③医師診断書」は、一般社団法人日本筋ジストロフィー協会会員の方は、提出不要です。
7. 選考基準
 - ご提出いただいた書類をもとに、矢野輝弘さんを中心とした運営委員会にて、厳正に協議・選考いたします（ただし、書類の不備等は審査対象外となる場合がございます）。
 - 審査にあたっては、必要性の高い方、より緊急性が高い方、自主購入が困難な方等を考慮いたします。
8. 選考結果

助成の決定・不決定に関わらず、文書にて通知いたします（応募書類は返却いたしません）。なお、選考理由その他選考に関する一切の情報は公開いたしかねます。
9. お受け取りまでの流れ

1	2	3	4	5	6
助成決定の通知	助成対象者が業者に 見積もりを依頼	業者から事務局に見 積書が届く	事務局から助成対象 者に助成額を通知	助成対象者が助成物 品をお受け取り	事務局が業者に代金 をお支払い

助成対象となる物品について

「39 矢野基金」では、患者様ご本人に最も適合した「車いす」「重度障害者用意思伝達装置」の制作に対し助成させていただきます。助成対象物品の購入には公費助成を優先していただきますが、当基金を活用し、より快適な生活を送れるようカスタマイズしてみてください。

※助成対象となる物品は別添の「助成対象物品一覧表」をご確認ください。



Q. どんなものでも構わないのですか？

A. 構いません。助成対象物品の範囲内であれば、あなたが最も必要なものをご検討ください。また、車いすと意思伝達装置の同時購入も対象とします。



Q. 自己負担金は必要ですか？

A. 助成対象物品購入費用のうち、公費助成を除く自己負担額を全額助成しますので、原則として自己負担金は不要です。ただし当基金からの助成額が高額となる場合や、必要以上の加工・オプションに対しては、自己負担いただく場合がございます。



Q. 対象物品の製造・販売業者は自由に選択できますか？

A. 患者様で自由に選択していただけます。当基金から業者様に、別途当基金について説明いたしますので、助成が決定しましたら患者様のご都合に合わせて選び、当基金にご報告いただけます。



お申込み方法

2 ページ「6. 応募方法」をご確認のうえ、必要書類を 39 矢野基金事務局まで、簡易書留郵送にてご提出ください。期限は令和 6 年 10 月 25 日（金）必着とさせていただきます。

【ご提出先】

〒573-0031 大阪府枚方市岡本町 7 番 1 号 枚方ビオルネ 5 階
サンキュー ファンド
NPO 法人THANKYOU FUND 「39 矢野基金事務局」宛

※電話・FAX・電子メールによる応募は受付できません。

※お申込みいただきました個人情報は、当法人のプライバシーポリシーを遵守し、目的の範囲内でのみ使用させていただきます。また、審査会においては一般社団法人日本筋ジストロフィー協会が保有する会員情報と照会させていただく場合がございます。



プライバシーポリシー

(目的)

第1条 このプライバシーポリシー(以下「本プライバシーポリシー」といいます)は、特定非営利活動法人THANKYOU FUND(以下「法人」といいます)がお客様に関する個人情報の取扱いについて定めます。

(個人情報)

第2条 本プライバシーポリシーにおいて、個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に規定される生存する個人に関する情報(氏名、生年月日、その他の特定の個人を識別することができる情報)および特定の個人と結びついて使用される住所、居所、メールアドレス、電話番号、その他の個人に関する属性情報をいいます。

(個人情報利用目的の特定)

第3条 法人は、収集した個人情報を以下の目的で利用することができるものとします。その他の目的で利用する場合には、その利用の目的をあらかじめ特定します。

- 正会員(団体会員・個人会員)
 - 正会員の登録・変更・削除等に係る業務の遂行
 - 会費納入に係る業務の遂行
 - 寄附金の納入に係る業務の遂行
 - 総会の運営に係る業務の遂行
 - 機関誌の発行、研修会等催事案内その他法人からの情報提供に係る業務の遂行
 - その他、上記業務に付随する業務の遂行
- 賛助会員
 - 賛助会員の登録・変更・削除等に係る業務の遂行
 - 会費納入に係る業務の遂行
 - 寄附金の納入に係る業務の遂行
 - 機関誌の発行、研修会等催事案内その他法人からの情報提供に係る業務の遂行
 - その他、上記業務に付随する業務の遂行
- 上記(1)(2)に属さない寄附者
 - 寄附金の納入に係る業務の遂行
 - その他、上記業務に付随する業務の遂行
- プロジェクトオーナー
 - 社会貢献基金設立に係る業務の遂行
 - 寄附金の納入に係る業務の遂行
 - その他、上記業務に付随する業務の遂行
- 受益者(およびその親族、支援者等を含む)
 - 法人またはプロジェクトオーナーによる企画、意思決定・支援・助成等に係る業務の遂行
 - 法人またはプロジェクトオーナーによる企画、意思決定・支援・助成等の実績・活動報告に係る業務の遂行
 - 機関誌の発行、研修会等催事案内その他法人からの情報提供に係る業務の遂行
 - その他、上記業務に付随する業務の遂行
- 運営委員
 - 社会貢献基金運営に係る業務の遂行
 - その他、上記業務に付随する業務の遂行
- その他共通する利用目的
 - 非常時の安否確認および緊急時の連絡
 - 国および地方公共団体との連携
 - テレビ、新聞その他の媒体を通じた広報活動
 - この法人が運営する事業に関するアンケート、モニター、取材等の実施ならびに効果測定
 - 法人が運営する事業に関する案内、協力依頼その他連絡
 - 各種問合せに対する連絡、回答
 - 領収書および請求書の発行
 - その他、上記各業務に付随する業務の遂行

(個人情報利用の制限)

第4条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱いません。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の適正な取得)

第5条 法人は、適正に個人情報を取得し、偽りその他の不正の手段により取得しません。

(個人情報の取得に際する利用目的の通知)

第6条 法人は、個人情報を取得するにあたり、あらかじめその利用目的を公表します。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。

- 利用目的を本人に通知または公表することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 利用目的を本人に通知または公表することにより、法人の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的をご本人に通知または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(個人情報利用目的の変更)

第7条 法人は、個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えては行わず、変更された利用目的について、本人に通知または公表します。

(個人情報の安全管理)

第8条 法人は、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理が図られるよう、当法人の構成員および従業員に対し、必要かつ適切な監督を行います。

(要配慮個人情報の取扱い)

第9条 法人は、要配慮個人情報(ご本人の種別、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による害を被った事実その他ご本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれる個人情報)を取得する場合および第三者に提供する場合を除き、法令に定められた例外的な場合を除き、あらかじめご本人の同意を得るものとします。

(匿名加工情報の取扱い)

第10条 法人は、匿名加工情報(個人情報を本人が特定できないよう加工し、かつ当該個人情報を復元できないようにした情報)を作成した場合には、当該匿名加工情報に含まれる個人情報の項目を公表します。また、匿名加工情報を第三者に提供する場合を除き、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人情報の項目及びその提供方法をあらかじめ公表するとともに、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

(委託先の監督)

第11条 個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合、法人は、委託先と機密保持を含む契約を締結し、または委託先に対し法人が定める約款への合意を求め、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行います。

(第三者提供の制限)

第12条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供しません。

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- あらかじめ利用目的に第三者への提供を含んでおり、第三者に提供されるデータの項目、手段および提供方法を告知する場合は公表している場合
- 次に掲げる場合その他の個人情報の提供先が「第三者」に該当しない場合
 - 当法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
 - 合併・分社化、営業譲渡等により事業が承継される場合
 - 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知し、またご本人が容易に知り得る状態に置いているとき

(個人情報に関する事項の公表等)

第13条 法人は、個人情報に関する次に掲げる事項について本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて遅滞なく回答します。

- 個人情報の利用目的(「個人情報の保護に関する法律」において、その義務がないと規定されるものは除きます)。ただし、回答しない決定をした場合、法人は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知します。
- 個人情報に関するお問い合わせ窓口

(個人情報の開示)

第14条 法人は、本人から個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく個人情報を開示します。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を開示しないこととあり、開示しない決定をした場合には、その旨を遅滞なく通知します。なお、アクセスログなどの個人情報以外の情報については、原則として開示しません。

- 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 他の法令に違反することとなる場合

(個人情報の訂正等)

第15条 法人は、本人から、個人情報が真実でないことを理由に、内容の訂正、追加または削除(以下「訂正等」といいます)を求められた場合には、他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて、個人情報の内容の訂正等を行い、その旨を本人に通知します。

(個人情報の利用停止等)

第16条 法人は、ご本人から、個人情報があらかじめ公表された利用目的の範囲を超えて取り扱われていること、または偽りその他の不正の手段により取得されたものであることを理由に、その利用の停止または消去(以下「利用停止等」といいます)を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて、個人情報の利用停止等を行い、その旨をご本人に通知します。ただし、個人情報の利用停止等に多額の費用を有する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、ご本人の権利利益を保護するために必要にこれに代わる措置を講じることができる場合は、その代替措置を講じます。

(問合せ窓口)

第17条 法人の個人情報の取扱いまたは本プライバシーポリシーに関する問い合わせ窓口は、次のとおりとします。

担当：特定非営利活動法人THANKYOU FUND
プライバシーポリシー問い合わせ窓口
メール：csupport@thankyoufund.or.jp

(本プライバシーポリシーの変更)

第18条 当法人は、必要に応じて本プライバシーポリシーを変更することがあります。

(附則)

このプライバシーポリシーは令和4年4月1日より施行します。

NPO法人THANKYOU FUND「39矢野基金」事務局

〒573-0031 大阪府枚方市岡本町7番1号枚方ピオルネ5階(バーチャルオフィス)

✉ tyf.hello@thankyoufund.or.jp

🌐 <https://www.thankyoufund.or.jp/>



※お問い合わせは、電子メールまたは当法人ホームページ内「お問い合わせ」フォームよりお願いいたします。(返信までにお時間を頂戴する場合がございます。また、本助成事業に関連しない内容についてはご返答しかねる場合がございます。)

※本助成事業の目的以外での応募や、応募書類等に虚偽の記載や偽造があった場合は応募を無効とし、今後本助成事業への申込をお断りさせていただきます。

※本助成事業を通じての矢野輝弘氏への金品の贈答は一切承っておりません。ご寄付を希望されます場合は、当法人までお問い合わせください。

※本助成事業の権利は、すべて当法人に帰属します。他の団体に権利を譲渡することはございません。